

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1	◆わくわく教室の受講生を募集します
〈お知らせ〉	2	◆「戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金」の請求を受け付けています
	3	◆自宅・事業所へ太陽光発電システムの設置を考えている人へ！再生可能エネルギー導入促進事業補助金のご案内
	4	◆「第30回クリーンアップみまた」を実施します
	5	◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください
	6	◆水道管漏水調査を行います
	7	◆7月1日より、国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります
	8	◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？ ◆ドローン操縦講習会＆入会説明会を開催します
	9	◆ブロック塀などの除却費用を補助します
	10	◆三股町就学相談会を開催します ◆「共同募金助成金」の要望を受け付けます
〈保健と福祉〉	11	◆6月24日(火)は献血バスによる献血を行います
（一般）	12	◆熱中症に気をつけましょう
	13	◆健康診査の受診票などを送付します
	15	◆各種がん検診が始まります

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくようお願いします。

企画商工課

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈保健と福祉〉 （一般）	17	◆「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお送りします （国民健康保険） ◆令和6年度より国民健康保険加入者への医療費通知案内回数を変更しています
〈保健と福祉〉 （高齢者）	18	◆高齢者の補聴器購入費用の一部を補助します
〈相 談〉		◆「こころの健康相談」を実施します
	19	◆「行政相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	20	◆「無料法律相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	21	◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています ◆「おもちゃ病院三股」を開設します



◆わくわく教室の受講生を募集します

町教育委員会では、生涯学習「わくわく教室」6教室を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。



①片付けのためのメルカリ活用法

- 講 師 = 松山 秀子 ■開催場所 = 町役場
- 教室の内容 = メルカリを使って自分で出品をします。具体的なポイントの指導や、出品後に結果が出ない人へのフォローをしていきます。
- 対象者・定員 = 成人(男女) 30人
- 開催回数・開催日時 = 全1回 8月23日(土) 午後1時30分～3時30分
- 準備するもの =
1. 筆記物
 2. 携帯電話(メルカリアプリをダウンロードしてアカウント登録まで完了の状態)
※登録方法については登録方法を記載した文書を受講決定者に郵送します。
 3. 出品したい商品を1点
- 受 講 料 = 250円

②初心者向け日常英会話

- 講 師 = 津田 昭子 ■開催場所 = 町中央公民館
- 教室の内容 = 独り言や日頃の会話を、少しずつ英語で言えるようになりますか？
- 対象者・定員 = 成人(男女) 30人
- 開催回数・開催日時 = 全16回 毎月第1・3火曜日 午前11時～正午
- 準備するもの = 筆記用具 ■受 講 料 = 2,000円

③食から始める健康づくり

- 講 師 = 脇田 奈央美 ■開催場所 = 町中央公民館
- 教室の内容 = 食事で健康を守る!! 高血圧、糖尿病、脂質異常症、フレイルの予防を分かりやすく説明します。
- 対象者・定員 = 65歳以上(男女) 10人
- 開催回数・開催日時 = 全5回 毎月第3水曜日 午前10時～11時
- 準備するもの = なし ■受 講 料 = 625円

④やさしいヨガ&ストレッチ[初心者向け]

- 講 師 = 山元 裕子 ■開催場所 = 第1地区分館
- 教室の内容 = 初めての人でも気軽に参加できます。週に1回、一緒に体を動かしましょう。お待ちしております。
- 対象者・定員 = 成人(男女) 10人
- 開催回数・開催日時 = 全20回 毎週木曜日 午前10時～11時
- 準備するもの = ヨガマット ■受 講 料 = 2,500円

⑤薬草を知る

- 講 師 = 西川 まり子 ■開催場所 = 町中央公民館
- 教室の内容 = 実物を見ながら効能などを知り、生活の中で生かしていきましょう。
- 対象者・定員 = 成人(男女) 20人
- 開催回数・開催日時 = 全3回 毎月第1月曜日 午前10時～正午
- 準備するもの = ノート、筆記用具、飲み物 ■受 講 料 = 750円

⑥簡単エクササイズでダイエット

- 講 師 = 細山田 三保子 ■開催場所 = 町中央公民館
- 教室の内容 = 年齢関係なく超簡単、きつくもなく効果のあるエクササイズです。ダイエットと腸活でスッキリ快適生活を。
- 対象者・定員 = 成人(男女) 30人
- 開催回数・開催日時 = 全16回 毎月第1・3木曜 午後2時～3時
- 準備するもの = なし ■受 講 料 = 2,000円

【わくわく教室について】

○申込人数が10人未満の場合や申込者のうち3分の2以上が本町に在住または在勤していない場合は、開講することができません。

○定員を上回る申し込みがあった場合は抽選となります(先着順ではありません)。

【申し込み方法など】

○二次元コードからの電子申請、または、町公式サイト、教育課(町中央公民館内)・町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください。

○受付期間: 6月30日(月)まで(窓口の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です)



お申し込みはこちら

★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通)、ファクス: 52-9724 をお願いします。

◆「戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金」の請求を受け付けています

■対象者＝

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族お1人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったなどの要件によって順番が入れ替わります。
4. 1～3 以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限られます。

■支給される国債＝

- ①名称：第十二回特別弔慰金国庫債券「い」号
- ②額面：27万5000円
- ③償還期間：5年均等償還

■請求期間＝

4月1日～令和10年3月31日まで

※この期間を過ぎると請求ができなくなりますのでご注意ください。

■請求受付場所＝

6月2日(月)～7月31日(木)の期間(土曜・日曜・祝日を除く)は町役場1階ロビーに受付窓口を設けます。

8月1日(金)以降は、福祉課社会福祉係で受け付けます。

来庁前に電話で連絡してください。

事前に請求書類を確認し、受付時間を調整することで待ち時間を解消することができます。

■請求に必要な書類＝

○令和7年4月1日現在の請求者の戸籍抄本

※受付会場にて先に説明しますので、事前に戸籍書類の準備は必要ありません。

○身元(本人)の確認ができるもの

官公署が発行・発給した書類で氏名、生年月日または住所が記載されているもの

【運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、旅券など】

※顔写真があるものは1点、顔写真がないものは2点必要

○前回弔慰金の「裁定通知書」「国庫債券の写し」「郵便局の国庫債券預り証」など、受給歴が確認できる書類

※請求手続きを委任する場合は委任状などが必要になります。

※請求者によって必要書類が異なります。

※初めて請求をする場合は、請求の権利確認に時間がかかります。



町公式サイトはこちら

★お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)をお願いします。

◆自宅・事業所へ太陽光発電システムの設置を考えている人へ！ 再生可能エネルギー導入促進事業補助金のご案内

町では、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けて、住宅や事業所における温室効果ガス排出削減の取り組みを支援しています。
※国や県の補助金との併用はできませんのでご注意ください。

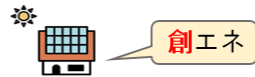


売電価格は下がっており、買電価格は上がっています。電気料金が高騰する中、創った電気は売電するよりもご自身で使った方がお得です。
また、蓄電池を同時に導入すると、災害時などで停電の際にも電気が使えます。

■補助事業の期間 = 令和6年度～令和10年度(予定)の5年間を予定

■個人住宅向け =

1. 太陽光発電設備の導入について



補助金額	7万円/kW ※町内の施工業者活用の場合は8万円/kW
補助対象者	町内の個人用住宅に居住、または、居住を予定している人
主な補助要件	・FIT(固定買取価格制度)または FIP(市場売電価格に上乗せされる制度)の認定を取得しないこと ※増設の場合は、卒 FIT していること ・売電が目的の場合は補助の対象となりません。

2. 蓄電池の導入について



補助金額	1/3以内(上限4万7000円/kWh)+2万円/kWh(上限10万円) ※導入予定の蓄電池(工事費込み、税抜き)の1/3の額と、 4万7000円×蓄電容量(kWh)を比較し、低い金額に2万円/kWh(上限10万円)を上乗せした額が補助金額となります。
補助対象者	町内の個人用住宅に居住、または、居住を予定している人
主な補助要件	・太陽光発電設備と併せて導入すること ・接続する太陽光パネルから十分に蓄電が可能で、蓄えた電気を全量活用できる容量の導入に限ります。

3. 高効率給湯器への入替えについて



補助金額	1/2以内(上限30万円)
補助対象者	町内の個人用住宅に居住している人でエコキュートに更新する人
主な補助要件	・従来の給湯器に対して30%以上の省 CO2 が図られること ・エコキュートからエコキュートへの入れ替えは対象となりません。

■事業所向け =

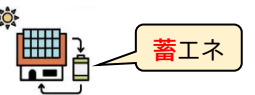
補助対象者 : 町内に事業所を有して事業活動を行っている人
(法人、個人事業主など)

1. 太陽光発電設備の導入について



補助金額	5万円/kWh ※町内の施工業者活用の場合は6万円/kWh
主な補助要件	・FIT または FIP の認定を取得しないこと ※増設の場合は、卒 FIT していること ・売電が目的の場合は補助の対象となりません。

2. 蓄電池の導入について



補助金額	1/3以内(上限5万3000円/kWh) ※家庭用の容量は、上限4万7000円/kWh ※導入予定の蓄電池(工事費込み、税抜き)の1/3の額と、5万3000円×蓄電容量(kWh)を比較し、低い金額が補助金額となります。
主な補助要件	・太陽光発電設備と併せて導入すること ・接続する太陽光パネルから十分に蓄電が可能で、蓄えた電気を全量活用できる容量の導入に限ります。

3. 省エネ診断の実施について

省エネ診断とは、専門家が事業所のエネルギー使用状況を調査し、省エネに関するアドバイスを行うことです。これにより、光熱費の削減や設備の運用改善など、コスト削減につながる情報が得られます。脱炭素経営の第一歩として活用してください。

補助金額	省エネ診断機関に支払った診断料全額(実質ゼロ円で受診) ※診断料の振込手数料は除きます。
主な補助要件	補助対象の省エネ診断は以下に限ります。 ・省エネお助け隊が実施する省エネ診断 ・省エネクイック診断 ・省エネ最適化診断 ※どの省エネ診断を受診するのが効果的か分からない場合は、各診断の公式サイトを確認してください。

個人住宅・事業所向け補助に関するお問い合わせや補助金の申請などは、まちづくり合同会社みまたが対応します。
詳細はこちらから確認してください。



省エネ診断補助の詳細はこちらから確認してください。



- ★お問い合わせは、
- 個人住宅・事業所向け補助に関すること
まちづくり合同会社みまた ☎:080-4416-6114
 - 省エネ診断に関すること
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)
をお願いします。

◆「第30回クリーンアップみまた」を実施します

町では「花と緑と水の町」をキャッチフレーズとし、「環境にやさしいまちづくり」を目指して、さまざまな取り組みを行っています。その一つとして毎年7月に「クリーンアップみまた」を開催し、町民の皆さんと一緒に河川や道路・公園などを清掃しています。今年も次の内容で開催します。きれいで住みやすい環境をつくり、次の世代に引き継いで行くため、皆さんの参加をお願いします。

■開催日時 = 7月6日(日) 午前7時～9時
受 付: 午前6時30分～
開会式: 午前7時～
※雨天決行。台風などの場合は中止

■開会式会場 = 三股橋下河川敷公園右岸
※団体は代表者、個人は全員の参加をお願いします。

■申込締切 = 《団体》 6月26日(木)
《個人》 6月27日(金)

- お 願 い =
- 手袋(軍手など)や火ばさみなどは各自で持ってきてください。
 - ごみ拾い用のごみ袋は町で準備します。
 - 剪定枝(直径 10センチ以下)、草は袋に入れないでください。
 - 空き缶などの燃えないごみは分別してごみ袋に入れてください。

★お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)
☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

※汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人の補助制度です。下水道への接続工事に対する補助ではありません。

■補助金額＝

人槽区分	【汲み取り槽または 単独処理浄化槽からの転換の場合】
5人槽	33万 2,000 円
6～7人槽	41万 4,000 円
8～10人槽	54万8, 000円
11～20人槽	54万8, 000円

※新築に対する
補助はありません

汲み取り槽または単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合は、上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助(ただし上限9万円)する制度を設けています。また、宅内配管工事部分についても補助(ただし上限10万円)を行います。

※補助金額の例：

33万 2,000 円(5人槽)+9万円+10万円=52万 2,000 円(上限)

■申請について＝

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請をしてから、補助金交付決定通知を受けてください。交付決定前に工事を始めると補助金の交付が受けられなくなります。また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助が受けられませんので、注意してください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。

■補助の対象＝

居住に使用する建物(併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること)で、既設の汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

■補助の要件＝

- ・公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
- ・申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。
※世帯用の「滞納のない証明」を添付してください
- ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。

※浄化槽補助金については町公式サイトにも記載してあります。



町公式サイトはこちら



★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通)をお願いします。

◆水道管漏水調査を行います

町では、限りある水資源の有効活用や漏水による事故などを未然に防止するために、専門業者に委託して道路内の水道管から各住居の敷地内にある水道メーターまでの漏水調査を行います。

■漏水調査の概要

○調査期間 ＝

6月16日(月)～11月28日(金)

○調査時間 ＝

(昼間)午前9時頃～午後5時頃

(夜間)午後10時頃～午前2時頃

※夜間は道路上での作業のみであり、敷地内への立ち入りはありません。

○調査区域 ＝ 東原、仲町、櫟田、山王原、上米、中米、稗田地区

○調査方法 ＝

①戸別音聴調査

水道メーター、止水栓、仕切弁などに音聴棒をあてて、漏水音の有無を調査します。



②路面音聴調査

漏水探知器などにより、道路に埋設されている水道管の漏水音の有無を調査します。



■漏水調査に関するお願い

○戸別音聴調査では、敷地内に立ち入ったうえで、水道メーターや止水栓で音聴棒を使用して、漏水の有無の確認を行います。

また、留守であっても、屋外に水道メーターがあるときは調査しますのでご理解ください。

○町が実施する漏水調査では、調査費用の請求や、物品などの販売を行うことは一切ありません。

また、調査員は町が発行した身分証明書を携帯し、腕章を着用して実施します。不審に思われた場合や気になることがありましたらお問い合わせください。

★お問い合わせは、

環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9080(直通)にお願いします。

◆7月1日より、国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります

国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての人は国民年金の加入と、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は免除や納付猶予の制度があります。

★4月～令和8年3月分の国民年金保険料は、月額1万7,510円です。

免除の申請は、
「ねんきんネット」でも可能です！
詳しくは、二次元コードの読み込みまたは
「ねんきんネット」にて確認してください。
https://www.nenkin.go.jp/n_net



		納める保険料月額	所得審査の対象者	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る老齢基礎年金額		
納 付		1万7,510円		受給資格期間に入ります	全額、年金額に反映されます		
免 除	全 額 免 除	0円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主 の所得を審査		免除した 期間は、 年金額に	8分の4	が反映されます
	4分の3 免除 (4分の1納付)	4,380円				8分の5	
	半 額 免 除 (半 額 納 付)	8,760円				8分の6	
	4分の1 免除 (4分の3納付)	1万3,130円				8分の7	
納 付 猶 予 [50歳未満]		0円	申請者本人・配偶者の 所得を審査		年金額に反映されません		
未 納				受給資格期間に入りません	年金額に反映されません		

4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合、表中の保険料を納付しなければ「未納期間」となります。

免除・納付猶予を受けた期間に応じて将来受け取ることができる老齢基礎年金額は減額されます。

免除された期間または一部免除を納付された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件の受給資格期間に含まれます。

年金額を満額に近づけるためには、免除などの承認を受けた期間の保険料も10年以内にさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。
(追納は3年度目からは保険料に加算がつきます)

◎免除・納付猶予の申請方法

■申請に必要なもの =

- ①マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ②失業、災害・風水害被害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類
(書類の例) 離職票・雇用保険受給資格者証・罹災証明書など
※申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。
- ③別世帯の人が手続きする場合は、委任状、来庁者の身分証明書が必要です。

■申請開始日 = 7月1日(火)

■受 付 場 所 = 町民保健課 国保年金係(町役場1階 ③番窓口)
または、都城年金事務所

★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係 ☎:52-9631(直通)
都城年金事務所 ☎:(代)23-2571 をお願いします。

◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？

「身だしなみに気を使わなくなったし、同じ服を繰り返し着ている…」
「ささいなことでもすぐ怒る。前は、もう少し、穏やかな性格だったけど…」
「専門病院に行ってほしいけど、本人が『行かない』と怒るし、どうしたら…」
など、もやもやしたり、ため息をついたりしていませんか？
ちょっと一息つきたい人、認知症のある人との関わり方に戸惑っている人、あなたのお話をお聞きます。
相談は無料で、**予約者を優先**します。気軽に連絡してください。

期日	6月12日(木) ※毎月第2木曜日		
	以降の相談日程		
	7月10日(木)	8月14日(木)	9月11日(木)
	10月9日(木)	11月13日(木)	12月11日(木)
	令和8年1月8日(木)	令和8年2月12日(木)	令和8年3月12日(木)
時間	午後1時15分～3時15分 ※相談時間はおおむね1人45分程度		
場所	CO-ME ^コ MEKING ^{メーキング} SPACE ^{スペース} COME ^{コメ} (旧上米児童館西側) 三股町樺山3151番地1		
内容	専門職や認知症の介護経験のあるサポーターが日頃の出来事や悩みなどをお聞きます。		
申込方法	予約者を優先 します。 予約の状況により、当日受付も行いますが人数に制限がありますので、相談を希望する人は、電話か窓口で直接お申し込みください。		

★お申し込み・お問い合わせは、
町地域包括支援センター(高齢者支援課内)
☎:52-9063(直通)をお願いします。



町公式サイトはこちら

◆ドローン操縦講習会 & 入会説明会を開催します

町シルバー人材センターでは「専門家によるドローンの基本操作、法律や制約を学び、操縦体験ができる講習会 & 入会説明会」を開催し、撮影用ドローンなどの講習や同センターのお仕事や活動について紹介する入会説明会を行います。
この機会にぜひ参加してください。

- 期 日 = 6月30日(月) 午前9時30分～午後2時30分
- 場 所 = 町中央公民館 および 町多目的スポーツセンター
- 締 切 日 = 6月20日(金) 必着
- 受 講 料 = 無料
- 対 象 者 = 60歳以上(令和8年3月31日時点で60歳以上の人)で、町シルバー人材センターへの入会を考えている人
- 定 員 = 10人
- 申込方法 = 町シルバー人材センターに直接お電話でお申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
公益社団法人 三股町シルバー人材センター
三股町大字樺山3890-5
☎:52-7150 ファクス:52-8715 をお願いします。

◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4メートル以上のもの
- ブロック塀などの健全性が確保されていないもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80センチ以下とすること)

■補助額 =

最大14万4,000円まで全額補助します。

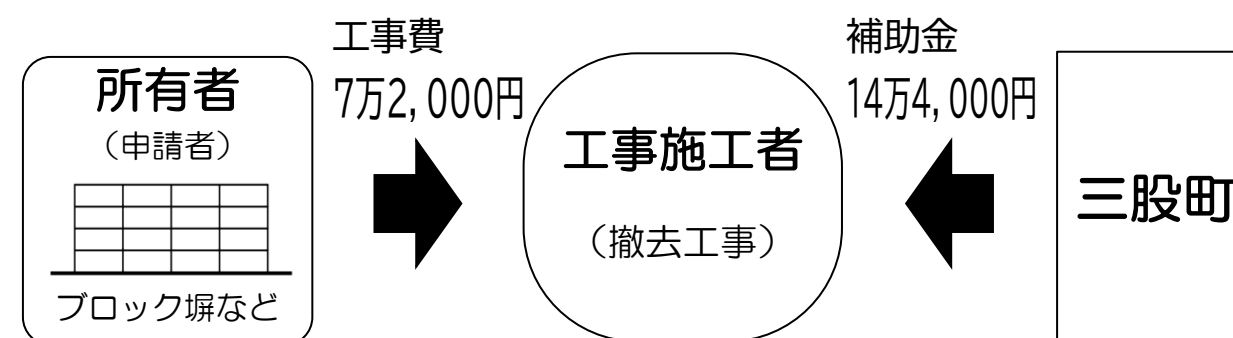
※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

- ①一つの敷地につき14万4,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/メートル
- ③除去費用の見積額に3分の2を乗じた額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用21万6000円の時)



※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数 =

1件程度

※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。

◆町就学相談会を開催します

町教育委員会では、一人一人の子どもが、よりスムーズに小学校に入学できるよう準備を進めています。就学にあたって、子どもの健康面、発達面や生活面などに何らかの不安や悩みを感じている保護者を対象に相談会を開催します。気軽に相談してください。

※相談内容の秘密は守ります。

※相談費用はかかりません。

■日 程 = 8月を予定してします。

■場 所 = 町中央公民館

■対 象 者 = 令和8年度小学校入学予定児童
※平成31年4月2日～令和2年4月1日生

■相 談 員 = 教育・福祉の専門の先生

■申込方法 = 相談希望の人は、6月20日(金)までに、
町教育課に電話連絡してください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 学校教育係(中央公民館内) 就学相談担当
☎:52-9314(直通)をお願いします。

◆「共同募金助成金」の要望を受け付けます

町共同募金委員会では、地域住民の福祉・生活の向上に役立つ事業を行われる団体に対して、助成金を配分しています。

助成金を要望する団体は、次のとおりお申し込みください。

■助成金対象事業 = 地域住民の福祉・生活の向上に役立つ公益的な事業で、
寄付者の共感が得られる事業。
なお、助成金は令和8年度に配分します。

■応 募 方 法 = 町社会福祉協議会の窓口で申請書を配布します。

■受付する場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」
三股町大字樺山3384番地2
※町立文化会館西側の、木造平屋の建物です。

■応 募 締 切 = 8月8日(金) 午後5時 (期限厳守)

■助 成 の 流 れ = 要望書提出 → 配分審査委員会 → 決定
→ 令和8年度に助成

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会(共同募金委員会事務局)
☎:52-1246 をお願いします。

◆6月24日(火)は献血バスによる献血を行います

安全な血液製剤を安定して供給するために、献血へのご協力をお願いします。

期 日	6月24日(火)
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時
場 所	町役場(1階ロビーで受け付けした後、献血車内で行います)

【事前予約のお願い】

混雑回避や優先案内のため待ち時間短縮になります。

また、スケジュール管理にも役立ちます。

★★★ 事前予約がおすすめ!!! ★★★

優先案内+
追加の記念品プレゼント🎁

■事前予約の方法

①献血アプリ「ラブラッド」から予約

「ラブラッド」に会員登録して予約する。

「ラブラッド」への会員登録方法と予約方法は、

宮崎県赤十字血液センターの公式サイトを確認してください。

「ラブラッド」の詳細は
こちらから



↓「ラブラッド」からのご予約+献血で追加の記念品プレゼント↓

◎献血アプリ「ラブラッド」のダウンロード(無料)はこちらから!

- 献血の予約
- 事前の Web 問診
- そのほか、うれしい特典満載



iPhone



Android

②前日の午後5時までに電話での予約

宮崎県赤十字血液センター血液推進課

☎:0985-50-1800(平日午前9時～午後5時)

献血バスの流れについて



献血にかかる時間は約40分～50分。そのうち、④採血は約10～15分。(※)

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。

【400 ミリリットル献血基準】

■年齢・体重 男性:17歳～69歳、女性:18歳～69歳 ※65歳以上は60歳～64歳に献血経験のある人に限ります。 体重:男女とも50kg以上	■出血を伴う歯科治療をした人へ 3日間献血をお願いできません。 出血を確認していなくても歯石除去をした人も3日間お願いできません。
■3日以内にお薬を飲んだ人 お薬の名前を知らせください 献血可能なお薬と不可能なお薬があります。	■食事と睡眠について 食事と睡眠は十分に取ってください。 食事抜き・睡眠不足の人は献血をお願いできない場合があります。
■1年以内に予防接種を受けた人 予防接種の種類を伝えてください。 ＊コロナワクチン(ファイザー・モデルナ)接種後48時間経過で献血可能 インフルエンザワクチン 接種後24時間経過で献血可能	
■その他 ・1カ月以内に海外へ行った人は献血をお願いできません。 ・1カ月以内にピアスの穴をあけた人は献血をお願いできません。 ・今まで輸血・臓器移植を受けた人は献血をお願いできません。 ・コロナウイルスに感染した人は約1カ月献血をお願いできません。 (濃厚接触者の人は2週間) 上記以外にも献血には基準があります。不明な点はお問い合わせください。	

※前回(2月26日)に献血に協力していただいた人数は次のとおりでした。
ありがとうございました。

献血の申込みをした人	48人
400 ミリリットル献血した人	43人
献血ができなかった人(比重不足など)	5人

★お問い合わせは、町健康管理センター☎:52-8481 をお願いします。

◆熱中症に気をつけましょう

熱中症による健康被害が予測された場合に発表される「熱中症警戒アラート」が、10月22日まで運用されます。

健康に重大な被害が生じるおそれがある場合には、一段階上の「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。

これから、暑い季節となりますので、熱中症に気をつけましょう。

「熱中症警戒アラート」発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう。

また、熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。のどの渇きを感じなくても、こまめに水分を補給し、適切にエアコンを使うなどして熱中症を防ぎましょう。



■熱中症予防のために

- 暑さを避けましょう
 - ・涼しい服装や日陰に移動するなどして、暑さを避ける
 - ・気温や湿度の高い日には、適度にエアコンなどを使用する
 - ・環境省が発表する熱中症警戒アラートや暑さ指数を参考にする
 - ・指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を利用する
- こまめに水分を補給しましょう
 - ・のどが渇いていなくても、こまめに水分を補給する
 - ・大量に汗をかいた後は、塩分も補給する
- 体調管理に努めましょう
 - ・寝不足などで体調不良のときには、熱中症になりやすいため注意する
 - ・日頃から睡眠をとり、屋外で暑さや疲れを感じたら休む
 - ・朝食を取り、朝からしっかり栄養と水分を補給する
- 熱中症かなと思ったら
 - ・涼しい場所へ移動しましょう
 - ・衣服を緩め、体を冷やして体温を下げましょう
 - ・塩分や水分を補給しましょう
 - (おう吐の症状が出ている場合や意識がない場合は、無理やり水分を飲ませることはやめましょう)
 - ・自力で水分の摂取ができない、反応がおかしい、症状が改善しない場合は、すぐに医療機関へ相談するか、救急車を呼びましょう

■指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)とは

熱中症による健康被害の発生を防止するため、町が指定した施設で、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された場合に、一般に開放し暑さをしのぐ場所です。

- クーリングシェルターを利用する際の注意事項
- ・開所は、熱中症特別警戒アラート運用期間(4月第4水曜～10月第4水曜)のうち、原則「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときです
 - ・飲料は各自で用意してください
 - ・指定場所の温度調整はできません
 - ・利用できる日時・場所は、指定施設の開館している日時および指定した場所のみになります
 - ・利用にあたっては、各施設の指示に従ってください



■指定施設一覧

No.	施設名 所在地	受入可能日時など	受入可能人数	備 考
1	町役場 1階ロビー 五本松1-1	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ※閉庁日を除く	10人	各種受付などを行う場合は、受入人数を制限する場合があります
2	町中央公民館 1.2階ロビー 五本松8-1	月曜～日曜 午前8時30分～午後5時 ※閉館日(毎月第3日曜)を除く	24人	
3	町健康管理センター 1階廊下 樺山3902-2	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ※閉館日を除く	36人	各種健診時は、受け入れできない場合があります
4	町総合福祉センター 「元気の杜」 (社協)ロビー 樺山3384-2	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ※閉館日を除く	10人	イベントや会議などの時には、受け入れできない場合があります

★お問い合わせは、
町健康管理センター ☎:52-8481 をお願いします。

◆健康診査の受診票などを送付します

健康診査(健診)の対象者に特定健康診査(国保)・後期高齢者健康診査の受診票などを送付します。生活習慣病の予防・重症化を防ぐために、年に1回は健診を受けましょう。

■対象者＝

健診日に「国民健康保険」(40歳以上74歳以下)または「後期高齢者医療保険」(75歳以上)に加入している人

※受診票は、4月25日時点の対象者に住所地の集団健診日または6月末までに届くように順次発送します。4月26日以降に資格喪失届けを行った人にも送付します。

※途中で社会保険などに変更になり、健診日に国民健康保険に加入していない人は受診することができません。万が一受診した場合の費用は、自己負担になります。

■健診を受ける方法＝

【個別健診】と【集団健診】のどちらかを選ぶことができます。実施期間など条件が異なりますので、事前に確認してください。

【個別健診】(医療機関で実施)

1. 実施期間＝ 6月2日(月)～12月26日(金)

※実施日時は、各医療機関で異なりますので、必ず事前に各医療機関に確認してください。

2. 受診にかかる費用＝ 無 料

3. 受診場所・申し込み方法＝

次ページの《令和7年度個別健診指定医療機関》にある医療機関に直接申し込んでください。

4. 注意事項＝

- 指定医療機関以外で健診を受けた場合は、全額自己負担になります。
- 健康診査対象者であることを確認しますので、受診の際には必ず保険の資格が確認できるもの(保険証、資格確認書、マイナ保険証)と受診票の両方を、医療機関の受付に提出してください。
両方そろっていないと受診することができません。

※健診項目以外の検査をした場合は、個人負担があります。



【集団健診】(健康管理センターなどで実施)

1. 集団健診の日時・場所＝

次ページの《令和7年度集団健診日程表》をご覧ください。

※令和7年度は健診会場が変更になっている地区がありますので、
注意してください。

2. 受診にかかる費用＝ 無 料

3. 申し込み方法＝

事前の申し込みは必要ありません。直接会場にお越しください。

※健診受付前、午前8時30分から「整理券」を配付します。

4. 注意事項＝

- 健康診査対象者であることを確認しますので、受診の際には必ず身分証明書と受診票の両方を持ってきましたください。両方そろっていないと受診することができません。
- 会場にはスリッパをおきませんので、必要な人は履物を持って来てください。
靴の履き間違いが発生していますので、自分が履いてきた靴などを保管する袋を持参してください。
- 対象地区の日時での受診を基本としますが、都合が悪い場合は、ほかの地区などで受診することもできます(実施日が日曜の場合、混み合いますのでご了承ください)。
- 天候や感染症などの発生状況により、やむを得ず、集団健診を延期または中止することもあります。その場合は、町公式サイトなどでお知らせします。
- 次のいずれかに該当するときは、健診会場に入場できません。
 - ・当日発熱(37.5度以上)を含め体調の優れない人
 - ・感染症などで療養期間中の人

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)をお願いします。



町公式サイトはこちら

《令和7年度個別健診指定医療機関》

※受診する前に、必ず希望する日程など医療機関に確認してください。

	医 院 名	電 話 番 号		医 院 名	電 話 番 号
三 股 町	一心外科医院	52-7788		橋病院	23-7236
	坂田医院	51-2003		伊達クリニック	36-7088
	田中隆内科	52-0301		どいクリニック	22-1825
	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135		都北ごとうクリニック	38-6060
	長倉医院	52-2109		富田医院	23-4586
	ホームクリニックみまた	52-1348		ながはま整形外科	46-7188
	みしま内科クリニック	51-8100		西浦病院	25-1119
都 城 市	あきと内科胃腸科	46-5500	都 城 市	西岳診療所	33-1510
	有川呼吸器内科医院 ※1	24-6677		野口脳神経外科	47-1800
	有馬医院	23-2610		野辺医院	22-0153
	安藤胃腸科外科医院	39-2226		はまだクリニック	45-2266
	池之上整形外科	23-2311		早水公園クリニック	36-6117
	いづみ内科医院	22-7111		速見泌尿器科医院	24-8344
	宇宿医院	25-9031		原田医院	26-3330
	鵜木循環器内科医院	26-0008		ふくしまクリニック	46-5001
	海老原内科	64-1211		福島外科胃腸科整形外科医院	38-1633
	MKクリニック	51-6777		藤元上町病院	23-4000
	大岐医院	57-2025		ベテスダクリニック ※1	22-1700
	おおくぼクリニック	26-1500		まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926
	大橋クリニック	37-0539		松山医院	24-1046
	柏村内科	22-2616		政所医院	58-2171
	仮屋医院	36-0521		三嶋内科	24-7171
	川畑医院	46-3225		都城在宅医療クリニック	58-9808
	北原医院	22-4133		都城フォレスト・ クリニック脳神経外科	80-4313
	教山内科医院	62-1205		都城明生病院	38-1120
	共立医院	22-0213		宮永病院	22-2015
	久保原田中医院	22-7700		宗正病院	22-4380
	坂元医院	22-0360		メディカルシティ東部病院	22-2240
	坂元循環器内科医院	57-9933		森山内科・脳神経外科	21-5000
	佐々木医院	62-1103		もりやま脳神経外科	21-6888
	三州病院	22-0230		柳田クリニック	22-4862
	志々目医院	57-2004		柳田病院	22-4850
	庄内医院	37-0522		やまさき医院	25-7780
	すみクリニック内科・循環器内科・小児科	36-7701		山路医院	64-3133
	隅病院	62-1100		ゆうクリニック	46-6100
	瀬ノ口醫院	25-5155		よしかわクリニック	23-9384
	園田光正内科医院	38-5115		吉松病院	25-1500
	たかお浜田医院	22-8818		吉見クリニック	58-5633
	田口循環器科・内科クリニック	24-0600		ライフクリニック	39-2525
	武田産婦人科医院	22-0336			

※1 かかりつけの人のみ受けることができます。

《令和7年度集団健診日程表》

月	日	曜日	健診(検診)会場	地区・支部
6	17	火	健康管理センター	餅原・三原・勝岡
	20	金		前目・蓼池1～10支部
	25	水		蓼池11～17支部
	27	金		小鷲巣・寺柱・大鷲巣・高畑
7	1	火	健康管理センター	中米・櫛田・谷
	2	水		上米
	4	金		上新・花見原
	8	火		下新
	9	水		今市・中原
	11	金		田上・梶山
8	24	日	健康管理センター	未受診者(前半日程地区)
9	2	火	健康管理センター	山王原・仲町
	3	水	5地区防災センター	轟木・仮屋・大野・大八重
	5	金	健康管理センター	東原
	9	火		稗田
	10	水		東植木
	12	金		西植木
10	3	金	西部地区体育館	未受診者
	19	日	健康管理センター	未受診者
11	16	日	健康管理センター	未受診者

◆各種がん検診が始まります

6月から令和8年2月まで、がん検診を実施します。

予約が必要な場合がありますので、受診を希望する人は、早めに予約してください。

6月に40歳以上の町民に、水色の封筒でがん検診のご案内を送っています(国民健康保険・後期高齢者健康保険に加入している人は、茶色の封筒です。通数が多いため、郵送に時間がかかります)。

※何か自覚症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診しましょう。

※詳しくは町公式サイトを確認してください。



町公式サイトはこちら

■胃がん(バリウム)検診 **必ず予約してください**

対象者：40歳以上の町民(昭和61年4月1日以前に生まれた人)

注 令和7年度中に町人間ドック、胃内視鏡検査(胃カメラ)、胃がんリスク層別化検査(ピロリ菌検査)を受診した人、受診予定の人は受診できません。

検診内容：問診と胃のエックス線検査(造影剤のバリウムと胃を膨らませるための発泡剤を飲んで検査します)

※前日の午後9時以降と当日朝の飲食・喫煙はできません。

○集団検診(検診車で受診)の場合

個人負担金 2,000 円

場所：町健康管理センター

予約方法：町公式サイトから予約 または 町健康管理センターへ電話
→予約した人には、検診日が近くなってから受診票一式を送ります。

7月1日(火)、8月24日(日)、9月5日(金)、
11月16日(日)
午前8時30分～10時30分受付
30分間隔で予約を受け付けます。

※次の項目に1つでも該当する人は、集団検診では受診できません。医療機関に相談してください。75歳以上の人は病院受診をお勧めしています。

☐妊娠中 ☐バリウムのアレルギー ☐食道、胃、十二指腸、大腸の治療中または既往あり ☐手術(一年以内) ☐発作(一年以内) ☐シャント
☐水分制限(腎疾患、心疾患あり) ☐誤嚥経験あり ☐便秘症 ☐人工肛門
☐運動障害 ☐体重120 kg以上

○個別検診(病院で受診)の場合

個人負担金 4,000 円

場所：町内・都城市内の指定医療機関

(6月に送付するご案内を確認してください)



■乳がん検診・子宮頸がん検診 **必ず予約してください**

【乳がん検診】

対象者：40歳以上の女性のうち和暦で偶数年生まれの人(例：昭和54年)

検診内容：問診(マンモグラフィ・超音波検査)

マンモグラフィ 乳房のエックス線検査です。乳房をできるだけ平らに圧迫して撮影します。

超音波検査 乳房に超音波を出す器具をあてて、乳房を観察します。

○集団検診(検診車)の場合

個人負担金 2,400 円

受付時間：午前9時～11時

午後1時～3時

場所：町健康管理センター

予約方法：町公式サイトから予約 または 町健康管理センターへ電話
→予約した人には、検診日が近くなってから受診票一式を送ります。

8月5日(火)、10月22日(水)、11月18日(火)、
12月2日(火)、令和8年1月16日(金)
30分間隔で予約を受け付けます。

○個別検診(病院で受診)の場合

個人負担金 3,800 円

場 所 : 町内・都城市内の指定医療機関
(6月に送付するご案内を確認してください)

【子宮頸がん検診】

対 象 者 : 20歳以上の女性のうち和暦で偶数年生まれの人
(例:平成10年、昭和52年)

検診内容 : 問診・視診・細胞診検査

視察 子宮頸部の状態を確認します。

細胞診検査 細胞採取用のブラシで子宮頸部の粘膜を軽くこすり、細胞を採取します。

○集団検診の場合

個人負担金 1,600 円

受付時間 : 午前9時～9時45分
午後1時30分～2時

場 所 : 町健康管理センター

予約方法 : 町公式サイトから予約 または 町健康管理センターへ電話
→予約した人には、検診日が近くなってから受診票一式を送ります。

8月5日(火)、11月18日(火)、
令和8年1月16日(金)
15分間隔で予約を受け付けます。

○個別検診(病院で受診)の場合

個人負担金 頸部のみ 2,100 円

頸部+体部 3,700 円

場 所 : 町内・都城市内の指定医療機関
(6月に送付するご案内を確認してください)

■大腸がん検診・肺がん検診 予約は不要です

対 象 者 : 40歳以上の町民(昭和60年4月1日以前に生まれた人)

検診内容 : 大腸がん

・便潜血検査(採便容器を使って2日間に分けて便を取り、提出します)

肺がん

・胸部のレントゲン撮影
・痰の検査(条件に該当する人のみ)

個人負担金 大腸がん 500 円

肺がん 無料

場 所 : 町健康管理センター

日 程 : 詳しくは、送付される封筒にまとめていますので確認してください。

そ の 他 ●対象者には、6月頃に受診票、採便容器を送っています。

●受診票、採便容器を必ず持ってきてください。

紛失した場合や同封されていない場合は、再発行ができますので、事前に連絡してください。

●大腸がん検診、肺がん検診を既に受けた人、職場で受ける人や個人で定期的に検査をしている人は、あらためて受ける必要はありません。

※①②③④に当てはまる人は料金が免除になります。

①生活保護世帯の人・・・福祉課社会福祉係で生活保護世帯である証明書の交付を受け、検診当日に持ってきてください。

②75歳以上の人・・・マイナンバーカードなどの本人確認証を検診当日に持ってきてください。

③乳がんクーポン券の対象者(昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれの人)

④子宮頸がんクーポン券の対象者

(平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人)

検診当日にクーポン券と本人確認ができる身分証明書(マイナンバーなど)を持ってきてください。③④のクーポンは6月に郵送しています。紛失した人は再発行ができます。

★ご予約・お問い合わせは、

町健康管理センター ☎:52-8481 にお願ひします。

◆「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお送りします (国民健康保険)

現在使用中の国民健康保険被保険者証および資格確認書(以下、保険証など)は、7月31日(木)で有効期限が切れ、8月1日(金)以降は使用できなくなります。国保の加入者全員に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお送りします。古い保険証などは、町民保健課 国保年金係に返却するか、各自の責任で処分してください。

■資格情報のお知らせ =

マイナ保険証(保険証として利用するための登録を行ったマイナンバーカード)を持っている人に「資格情報のお知らせ」(A4サイズの普通紙)を送ります。

医療機関などでマイナ保険証が読み取れないなどの場合に、マイナ保険証と資格情報のお知らせを提示することで保険診療を受けられます。

資格情報のお知らせの交付は1回のみです(万が一紛失などしたときは、申請することで再交付が受けられます)。

前期高齢(70歳以上75歳未満)の人には、自己負担割合見直しのため、70歳になる誕生月の翌月1日(誕生日が1日の人は誕生月)と毎年8月1日までに資格情報のお知らせをお送りします。

■資格確認書 =

マイナ保険証を持っていない人に送ります。サイズや使用方法是、従来の保険証と同じです。

資格確認書には有効期限がありますが、7月中旬頃に新しい資格確認書を送ります(更新の手続きは不要です)。

※本町に住民票がない大学生・専門学校生など:

卒業年度のみ有効期限 令和8年3月31日

令和8年4月初めに、あらためて手続きが必要になります。詳しくは世帯主へ文書で案内します。卒業以外の理由で学生でなくなる予定の人は、その旨を必ず申し出てください。

※保険税の滞納世帯:

特別な理由がなく国民健康保険税を滞納し、納期限から1年以上経過した場合、特別療養費の支給対象になることがあります(特別療養費・・・医療機関の窓口で医療費を全額負担していただき、後日申請により自己負担分を除いた金額を給付する制度です)。詳しくは対象世帯へ文書で案内します。

★お問い合わせは、町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9631(直通)をお願いします。

◆令和6年度より国民健康保険加入者への医療費通知案内回数を変更しています

国民健康保険に加入していて病院などにかかった人には、医療費についてのお知らせを年4回送っていましたが、令和6年度から年2回に変更しています。

【変更点】

令和5年まで :年4回発送(6月、9月、1月、3月)

令和6年から :**年2回発送(1月、3月)**

【注意点】

○11月、12月に病院などにかかった分は、毎年3月に送っています。医療費控除の申告手続きに間に合わない場合があります。11月および12月分の診療分については、領収書を保管しておくようにしてください。

○75歳以上の後期高齢者医療保険に加入している人には、これまでも年2回お知らせを送っています



★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)をお願いします。

◆高齢者の補聴器購入費用の一部を補助します

町では、聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴で生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を補助します。希望する人は、必要書類を渡しますので高齢者支援課にお越しください(書類は、町公式サイトからダウンロードできます)。

■補助対象者 ＝

- 町内に住所がある満65歳以上の人
- 耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)を受けた人(中等度難聴程度・医師の判断による例外あり)
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- 町税などの滞納のない人

■補助の流れ ＝

①申請書の入手	高齢者支援課で、申請書と医師意見書用紙を受け取る。
②耳鼻咽喉科の受診	医師意見書用紙を持って、耳鼻咽喉科を受診する。 (受診料・検査料・文書料などは自己負担)
③申請・決定	ア ○申請書 ○滞納のない証明書 ○医師が発行した医師意見書 ○補聴器販売店が作成した見積書 を高齢者支援課介護高齢者係に提出する。 イ 町から補助決定通知書と請求書の用紙が届く。
④購入	補聴器を購入し、購入店舗から領収書(宛名は申請者本人)をもらう。請求書に領収書と保証書の写しを添付し、高齢者支援課介護高齢者係に提出する。 ※決定通知前に購入したものは、補助対象外。
⑤補助	指定口座に補助金が振り込まれる。

■補助内容 ＝

- 3万円を上限として、購入費用の半額を補助します。
- ※1人1台(片耳分)1回限りの補助です。
- 助成対象は、管理医療器としての補聴器本体と付属品(集音器は対象外)です。
 - 故障修理、メンテナンスなどは対象外です。
 - 受診・検査費用などは自己負担です。
 - 予算の範囲内での支給となります。

★お問い合わせは、高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)
☎:52-9062(直通)をお願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	6月19日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに 関すること (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健 一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎:23-4504 ファクス:23-0551
をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	6月16日(月)	7月7日(月)
相談委員	にしどめ ふみお 西留 文夫	うちむら よういちろう 内村 陽一郎
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	7月1日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	ば ば しんご 馬場 真吾 、 くろき まさひろ 黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、
・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜に「法律相談」を実施しています。

期 日	6月18日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
申込方法	相談は <u>予約制</u> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 6月27日(金)
時 間	【都城市】 午後1時～4時
場 所	【都城市】 消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です <u>(個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)。</u> ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

★お申し込み・お問い合わせは、
都城市消費生活センター
☎:23-7154 にお願ひします。



◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜に「成年後見制度の概要や利用方法」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 6月26日(木)

■時間 = 午後1時～4時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、ほかの相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	6月21日(土) 毎月第3土曜
時 間	開 院： 午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。 (※一部、材料費などが掛かることがあります) ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、

増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。